

0歳児～2歳児クラス 市民税非課税世帯向け

<令和6年10月～
令和7年3月通園分まで>

船橋市認可外保育施設通園児補助金申請の手引き

事業の概要

認可外保育施設を利用する際、0歳児～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童については、幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）の給付制度の対象となります。

無償化の対象施設となるには、国の定める基準（認可外保育施設指導監督基準。以下「基準」という。）を満たした上で、市の確認を受ける必要があります。

ただし、基準を満たしていない場合も無償化の対象とする猶予期間を令和6年9月末まで設けています。

令和6年10月以降、基準を満たしていない施設は無償化の対象外となるため、当該施設を利用する保護者の経済的負担を軽減することを目的として、令和6年10月から令和7年3月通園分まで補助金を交付します。

補助対象施設

認可外保育施設として設置の届出がされている施設のうち下記のいずれにも該当しない施設のみ

- (ア) 地方裁量型認定こども園
- (イ) 事業所内保育施設
- (ウ) 企業主導型保育事業の実施施設
- (エ) 居宅訪問型保育事業(ハビビシッター)
- (オ) 基準を満たした旨の証明書の交付を受けている

補助対象者

補助対象施設を月極契約で利用する、0歳児～2歳児クラスに在籍している市民税非課税世帯（※）の児童（補助対象施設を月極契約で利用する、0歳児～2歳児クラスに在籍している市民税課税世帯（※）の児童については別途パンフレットにてご案内しております。）

※令和6年10月～令和7年3月通園分…令和6年度市民税額にて審査

必ずお読みください

○以下に該当する方については本補助金の対象外となります。

①認可保育所等、認定こども園、企業主導型保育事業の実施施設及び幼稚園を併用している児童

②3歳児～5歳児クラスの児童

⇒②については「施設等利用給付費（無償化）」の対象となります。予め施設等利用給付認定第2号の保育の必要性の認定を受ける必要があります。事前申請が必須となりますので、お早目にご確認ください。

○当補助金には年度末に申請の締切があります。

・本パンフレットの「申請の受付期間について」をご確認ください。最終申請締め切りを過ぎてからの受付は一切できませんので、必ず余裕を持ってご申請ください。

申請書類・補助の要件

様式は、市ホームページからダウンロードできます

○申請書類

- ①認可外保育施設 通園児補助金交付申請書（第1号様式）
- ②領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（第2号様式）等の施設が証明したもの（補助対象施設に記載していただく書類です）
- ③要件書類（1）（表1）のいずれか該当するもの（年度の初回申請時または要件変更時）
- ④要件書類（2）（表2）のいずれかに該当する場合のみ提出

○補助の要件

【児童】

- ①補助対象施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。
- ②0歳児～2歳児クラスに在籍している。

【保護者】

※「同居している父、母」、「内縁の夫、妻」等、児童を現に監護する方をいいます。なお、利用月ごとの世帯状況で判断します。

- ①児童が補助対象施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。
- ②市民税非課税世帯である。
- ③児童について、補助対象施設と月64時間以上通園する契約を行っている。
- ④保護者それぞれについて、以下の（表1）のうち【保育を必要とする事由】のいずれかに該当する。

（表1）年度の初回申請時または要件変更時に必要な書類

| 保育を必要とする事由 | 要件書類（1） | 対象期間・注意事項等 | |
|-------------------|---|--|---|
| 月64時間以上の就労 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（市指定様式） ・勤務先で記入していただき、年度最初の申請時に原本を提出してください。 ・自営業の場合は保護者自身が記入してください。（併せて（表2）もご確認ください。） | 育児休業及び育児休業に準ずるものとして市長が認める休業明けの場合は、復帰日により補助対象月が異なります。 <ol style="list-style-type: none"> a. 月の1～15日に復帰する方は、前月1日から b. 月の16～31日に復帰する方は、当月1日から | |
| 疾病・負傷・障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・主治医の意見書（保護者等疾病用） もしくは障害者手帳の写しまたは介護保険被保険者証 | 証明日が令和6年4月1日以降のもの | |
| 親族等の介護・看護 | <ul style="list-style-type: none"> ・被介護・看護の証明書類（介護保険被保険者証の写しもしくは主治医の意見書（保護者等疾病用））および介護・看護状況説明書（主治医の意見書の裏面にあります） | | |
| 求職活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・求職に関する申告書 | | 効力発生日から起算して90日目の属する月の月末まで |
| 就学 | <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書および授業時間数や日程のわかるカリキュラム等 | | 卒業（修了）日を迎える月の月末まで |
| 下の子の出産の前後 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し（父母の名前及び分娩予定日を記入したページ） | | 出産月の2ヵ月前月初から（多胎妊娠の場合は出産月の4ヵ月前月初から）出産後56日目を迎えた月の末日まで |
| 下の子の育児休業中または育児休暇中 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（市指定様式）または育児休業証明書（任意様式） | 会社から認められた育児休業の終了日を迎える月の月末まで（就労先が発行した育児休業証明書に会社名、保護者氏名、育児休業期間が記載されていない場合は就労証明書をご提出ください） | |

(表2) 該当する場合のみ必要な書類

| | 要件書類(2) |
|-------------------------|--|
| 令和6年1月1日時点で船橋市外に住んでいた場合 | 令和6年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和6年度)市区町村民税課税証明書または給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等 |
| 該当年度に海外収入があった場合 | 必要書類については、保育入園課までお問い合わせください。 |
| 自営業の場合 | 直近の確定申告書の写し、個人事業の開業届出書の写しなど、事業実績を確認できる書類を添付してください。 ただし、直近年度分の船橋市の市民税において「営業収入」または「農業収入」の区分で、収入額0円以外で申告していることが確認できる場合は、書類の提出を省略できます。 |

※(表1)及び(表2)について、既に保育入園課にご提出いただいている場合、再提出は不要です。
※上記のほか、追加の書類が必要となる場合がございます。

補助金額について

保護者が負担した利用料で、**月額30,000円**が上限となります。

※施設等利用給付認定第3号を取得しており、かつ令和6年10月～令和7年3月までの期間に基準を満たしている認可外保育施設、または一時預かり事業その他無償化対象施設を利用し、無償化の給付を受ける方は補助金額が変更となる場合がございます。詳しくは保育入園課までお問い合わせください。

利用料には日用品等の購入費、行事への参加費、食事の提供費、送迎費等は含みません。

申請について

必要書類を揃え、保育入園課まで郵送でご提出ください。保育入園課窓口(市役所3階)でご提出いただくことも可能です。出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター(フェイス)等では申請できません。(補助対象施設によっては、施設でとりまとめて市へ提出することもあります。)

なお、申請書類等に不備・不足等があった場合は一度申請書類を返却しますので、揃えたうえで再度提出してください。また、提出書類の内容等に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくことになります。

【記入上の注意】

- ・消えるボールペン、修正テープ等は**使用できません**(黒のボールペンをご利用ください)。
- ・訂正がある場合は、新しい用紙に記載してください。
- ・**二重線、訂正印等により訂正を行ったものは受付できません。**

申請の受付期間について

○受付期間のスケジュール

令和6年度非課税世帯の方は第3期及び第4期が補助対象期間となります。以下の期間中にご提出ください。なお、9月利用分までは当補助金の対象外となりますのでご注意ください。9月以前については「施設等利用給付費（無償化）」の対象となる可能性があります。予め施設等利用給付認定第3号の保育の必要性の認定を受けた場合に補助対象となりますが、事前申請が必須となりますので、お早目にご確認ください。

| | 通園月 | 申請期間 | 振込予定月 |
|-----|---------|---------------------|-----------|
| 第3期 | 10月～12月 | 1月6日～1月31日 | 2月下旬～3月下旬 |
| 第4期 | 1月～3月 | 3月21日～ 4月10日 | 4月下旬～5月下旬 |

○（重要）受付の締切について

- ・令和6年度の最終申請締め切りは**令和7年4月10日（木）**（郵便の場合は当日消印有効）です。会計処理の関係上、最終申請締め切り後は申請を受付できません。
- ・第3期分については、申請期間を過ぎた場合でも最終申請締め切りまで交付申請が可能です。

（重要）令和7年度以降の補助対象施設について

令和7年度（令和7年4月）以降、当補助金の対象とならない施設があります。補助の対象となる施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たし、かつ基準を満たした旨の証明書の交付を受けた施設のみです。市ホームページ「認可外保育施設一覧」にて、証明書交付の有無について掲載しております。「**基準を満たす旨の証明書交付日**」の欄にて、「**証明書交付なし**」と記載のある施設は、**令和7年4月以降、当補助金の対象外となります**ので、現在通われている施設について必ずご確認ください。

市ホームページ「通園
児補助金について」は
こちら⇒



認可外保育施設一覧
はこちら⇒



○問い合わせ・ご提出先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
船橋市 こども家庭部 保育入園課
047-436-2329